

令和5年第16回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和5年10月5日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所2-4会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時35分
- 5 出席した委員の氏名  
五十嵐 孝教育長、篠部 信一郎委員、木野 達夫委員、松浦 一枝委員及び  
石井 克馬委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者  
管理部長 高田 輝夫 管理室長 福井 健介  
学校教育部長 坂本 三好 教育企画課長 岡本 進  
職員課長 奥田 利富美  
学校教育課長 平野 聖幸  
学校教育課副課長 辻 晃英  
教育企画課係長 板垣 慎一郎  
学校給食課係長 久住 俊博
- 8 会議の書記  
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題  
報告第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
意見を申し出ることについて

会議の概要

開会 午後 2時00分	
五十嵐教育長	令和5年第16回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
五十嵐教育長	本日の署名委員は松浦委員でございます。よろしくお願いいたします。 本日の付議案件は、報告事項1件、議決事項1件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、報告第10号 専決処分した事件の承認を求めること について、議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正 する条例の制定について意見を申し出ることについて、 です。審議の順番としましては、議案第24号、報告第10号の順でお願い します。なお、報告第10号につきましては、個人に関する情報が含まれる ため、非公開での報告でお願いいたします。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
五十嵐教育長	それでは、議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改 正する条例の制定について意見を申し出ることについて、担当課より説明を お願いいたします。
福井室長	議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例 の制定について意見を申し出ることについて、提案理由を御説明申し上げま す。 本件は、宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制 定について、令和5年12月市議会（定例会）に議案を提案するに当たり、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に 意見を申し出るものです。内容につきましては、条例の新旧対照表をご覧 ください。条例改正の内容につきましては、物価が高騰する中、学校給食 の質を維持し、安全安心な学校給食を安定して提供するため、学校給食費 の改定を行おうとするものです。具体的には、1食当たりの学校給食費は、 条例第3条第2項第1号において小学校と特別支援学校が『230円』で

あるところ『260円』に改め、30円の増額改定を行い、同項第2号において中学校が『270円』であるところ『305円』に改め、35円の増額改定を行おうとするものです。

また、アレルギー対応等の理由で給食の一部が実施されなかった場合には、条例第3条第3項において、牛乳、米飯、パンの区分を同項各号で列記して、その区分ごとに市長が別に定める額を学校給食費から控除することとしています。令和3年4月1日から副食の提供停止の対応を実施し、それに伴い同様に控除する取扱いに変更していますが、条例の関係規定の整備がなされていなかったため、今回の条例改正に合わせて所要の整備を行おうとするものです。具体的には、副食が控除の対象となったことから、条例第3条第3項において区分を列記する必要がなくなりましたので、『給食の一部』として規定を整備しています。

続いて4ページ以降の学校給食の改定について、という資料の説明をいたします。

まず、学校給食を取り巻く現状について、1の現状についてですが、(1)一食当たりの保護者負担額は、小学校・特別支援学校で230円、中学校で270円となっています。また(2)にあるとおり、令和4年度に引き続き令和5年度においても国の交付金を活用して、市が物価高騰分一食当たり小学校・特別支援学校で25円、中学校で30円を負担し、急激な保護者負担の増加を避けることとしました(3)にあるとおり年間5,000円程度の負担軽減となります。一方で、(4)にあるとおり、前回給食費の改定を行った平成26年度と比較すると、令和4年度・令和5年度においては、米飯については自校炊飯に切り替えたことで委託炊飯費は減ったため価格は下がっていますが、原材料費、人件費、燃料費の高騰により、パン・牛乳共に価格が上昇しており、物価高等の影響がうかがえます。これまでの状況としましては、平成26年度の消費税増税に合わせて、現在の学校給食費に改定して以降、給食費の改定は行っていないのですが、年々給食用物資の調達価格は上昇しており、令和元年の消費税増税時には軽減税率が導入されましたが、燃料費や人件費は上昇したため、食

材の製造や配送に係るコストが上昇し、結局、調達価格が上昇している状況となっています。これまでの間、使用する食材を変更する、既製品を使わず現場の調理員さんに手作りのふりかけを作ってもらおう等、様々な工夫を行ってまいりましたが、令和4年3月以降の急激な物価高騰の影響により、これまでの工夫では対応が困難な状況となっております。

資料の5ページの方、ご覧いただけますでしょうか。次に2の(1)(2)にあるとおり、物価高騰が続く中、令和4年度に学校給食費の改定について、PTA協議会や学校給食運営協議会において、学校給食を取り巻く現状を説明してご意見をいただきました。ご意見については記載しておるとおり、これまでも教育委員会にご報告してまいりましたが、令和4年度のご意見の総括としては、国の交付金があれば活用はもちろんのこと、可能であれば市が物価高騰分を負担してもらえれば嬉しいが、他に方法が無ければ値上げも致し方ない、というものでした。加えて値上げする場合も、学校給食の現場も色々な取組をしているため、是非、情報発信をしてもらえれば納得も頂きやすいのではというご意見もいただきました。それらのご意見を受け、一旦令和5年度当初予算では給食費については据え置き、値上げはせず、物価高騰分を市単独予算と基金で対応する予算編成を行いましたが、結果的に今年度に入って国の交付金を活用できることとなりましたので、学校給食費調整基金を取り崩さない形にすることができました。また令和4年度のご意見を踏まえ、給食について知っていただく機会を増やすため、今月の広報10月号ですが、学校給食についての特集を掲載し、コロナ禍で控えていた試食会も再開するなど周知に努めています。令和5年度においても同様に、PTA協議会や学校運営協議会において、学校給食を取り巻く現状をご説明してご意見をいただきました。PTA協議会においては、米飯の取組に関するご質問等もありましたが、PTA協議会、学校給食運営協議会とも特段の反対のご意見はございませんでした。最後に、3の(1)にあるとおり、学校給食費の改定予定額をまとめています。左側が現行の金額となり、真ん中が改定により増加する金額、右がこれら二つを足した改定後の金額となります。また(2)にあ

るとおり改定の根拠としては、近畿地方の消費者物価指数の内、食品全体の指数を根拠としました。前回給食費の改定を行った平成26年度の指数を100とした場合、令和4年度の指数が113.8%となりますので、概ね13.8%にあたる金額として、小学校・特別支援学校で30円、中学校で35円、改定額として算出しております。なお、同様に令和5年度までの上昇率を算出したところ、食品全体で21.7%上昇していました。このまま物価高騰が高止まり、若しくは更に高騰した場合は、改定後の金額でもまだ物資調達費用がひっ迫する可能性がございます。一点目として、そもそも今般の交付金がコロナウイルスや急激な物価高騰等、社会情勢に対して保護者の負担を軽減する主旨であったこと、二点目として、国でも給食費無償化の議論があり、今後示されるであろう国の指針と併せて市の指針を考えていかなければならないこと、三点目として、消費者物価指数はあくまで一つの指標でしかなく実際に必要な金額は実勢価格を注視して考えていかなければならないことなどから、このタイミングでの急激な保護者負担の増加を避けるべく、1年前の13.8%を持ちまして改定の根拠と考えております。社会情勢や実勢価格を注視し、改定後の学校給食費でもやはりまだ足りないといった状況が発生した場合には、段階的な対応を行っていく想定をしています。

6ページをご覧ください。(3)に参考として近隣市の給食費の状況をまとめております。改定額の金額と比較しましても、他市の状況と大きく均衡を失するものではないと考えております。長くなりましたが、説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

五十嵐教育長

ありがとうございました。何かご質問等ございませんか。

石井委員。

石井委員

3点ほど伺います。まず5ページ目ですが、令和4年度の意見は載せていただいているのですが、令和5年度の学校給食運営協議会からの意見がどういったものがあったのか。3ページ目の副食が控除対象になることについて、偏食の子は今まで給食を全部止めていたと思いますが、副食だけ止められる

なら、米飯が食べられる子は米飯を食べると思います。そういった対応をされるのか。最後に試食会ですね。自分がPTAで試食会を開催していた時には1年生の保護者が多く、コロナ禍で今の2年生・3年生保護者の試食会が出来ていなかったと思います。

給食室の負担が増えるので量を増やすのは難しいかもしれませんが、もし可能であればコロナ禍で試食会に参加できなかった保護者に試食会の機会を提供できればと思うのですが、何かお考えがありますか。

福井室長

まず、令和5年度のPTA協議会と給食協議会の件ですが、PTA協議会では少し説明の中でありましたが令和4年度に米飯の方が安いので、パンを減らして米飯を増やしていく取組をしていくべきではないか、ということでの取組の進捗状況に関するご質問等がありました。給食費のことに関しては新しくPTA協議会の委員になられた方のお一人の中には、そういう説明を聞いた状況であれば値段が上がっても仕方がない、というご意見をいただきましたが、これまでも令和4年度からもお話を聞いてきたので、それほど新たな意見が出ないという状況でした。次に学校給食運営協議会の方ですが、こちらに関してはご説明した上で、全く反対等の意見が無かったという状況です。次に副食の停止ですが、条例で新旧対照表でも挙がっていましたが、区分としては主食のご飯を停止する場合、主食のパンを停止する場合、飲用の牛乳を停止する場合、ここには載っていませんが、副食を停止する場合、と4つのパターンがあります。どれか1つだけ停止するという事も出来ますし、組み合わせで、パンだけは食べるけどもご飯と副食と牛乳は停止とか、そういった組み合わせは対応可能となっております。

高田部長

副食でも単体で、停止できるのかということについては、いかがですか。

福井室長

副食の場合は、副食を食べないという取扱いになりますので、副食の停止は副食で提供する全食を停止する形でしか停止はできない、1食分だけ減額で対応するという事はできない、という形になります。

久住係長

パンだけ喫食の方、ご飯だけ喫食の方、牛乳だけ喫食だけの方がいらっしゃいます。

- 石井委員           アレルギーの子は、アレルギーの品物だけ控除されるのですか。
- 福井室長           アレルギーの場合は、アレルギーの物だけ除去食として除去されますので、副食は品物から除いたものが提供されています。除いた食材分だけ減額することはできません。
- 石井委員           アレルギーの物だけ除去して、それが控除されるのではないのですね。
- 福井室長           全く副食を食べない方が「停止」という取扱いになりますので、その方に関しては副食分をいただかない。
- 高田部長           アレルギーの場合は食品を抜きますので、それを補填するような量で調整するので、食べ物そのものは全体的にきちんと食べていただくということになります。
- 石井委員           ということになると、条例の何が変わったのでしょうか。
- 現行と改正案の給食の一部と表現が変わったところですが。
- 福井室長           左側の現行の条例では、牛乳と主食のご飯と主食のパンという区分があって、これのみ給食を実施しない時減額の対象としていたのですが、令和3年度から副食を全く実施しないという方については、パンとか米飯とか牛乳と同じように給食費を減額する対応をしていました。この4つが給食を構成するパーツになりますので、現行の規定は副食を除くために控除するものを各号で列記していたのですが、全てが控除する対象となりますので、表現として給食の一部が実施されなかった時については、一部に相当する部分について交渉しますよ、ということです。
- 石井委員           以前の条例には副食のことが載っていなかった、ということですか。
- 福井室長           そうです、令和3年度当時からその対応は始めていたのですが、その条文が抜けていましたので、今般、併せて整備をさせていただくものです。
- 高田部長           あと、試食会についてですね。
- 久住係長           特別、特定の学年の保護者を対象とした試食会をするということはないです。
- 石井委員           もちろん分かるのですが、大体、自然学校や修学旅行に児童が行く際、児童の給食に余裕がある時に開催されていますよね。PTA的には1年生の保護者優先でやるんです。そうすると2年生3年生の保護者分は用意で

きないといことになる。現在の2年生3年生はコロナ禍で、多分1年生の時に試食会を経験されていないので、何か救済措置はありませんか。

高田部長

作る量というよりも、ランチルーム等を活用していますが、保護者に来ていただいて試食できる部屋の広さにより、試食可能人数が決まってくるので、場所の確保が難しくなっています。例えば、試食会を複数日設定して機会を増やすことができないかと考えています。給食は試食いただくことが一番説得力がありますので、出来る限り試食会は学校外でも出来ないか検討しております。季節ごとに試食会を行う、ということも検討したいと思います。特にコロナで抜けた方々の学年がなんとか回復できるように、検討していきたいと思います。

石井委員

学校以外でも出来るのであれば、良いと思います。

高田部長

そうですね。

五十嵐教育長

よろしいでしょうか。

他にご質問ございますか。

この議題から外れるかもしれませんが、先ほど米飯にしたので費用が下がった、ということがありましたね。それであれば米飯にすればいいのではないか、という議会からもそういった意見もありましたが、今、週3回が米飯ですよ。それを週4、週5にするという考えは今のところないでしょうか。

高田部長

米飯にするというより、自校炊飯にした、というのが正しい言い方です。今まで価格は委託炊飯の米飯、自校炊飯の米飯、それとパン、と3種類あったものが、全部自校炊飯になったのですが、委託炊飯の米飯が一番高く1食60円くらいです。パンになると50円くらいです。自校炊飯の米飯になると30円くらいと安くなってきて、浮いた分を他の食材費に回せるというメリットがあったり、あるいは光熱水費として一部頂戴するということができたので非常にメリットがありました。それが週3回の米飯給食だったのですが、かつては週2回から始めて、平成19年度くらいに週3回にしました。今、米飯給食の全国平均が3回以上で全国平均より少なくなっていますが、米飯の回数を増やすというのは大きな課題になってい



ます。回数を増やすという方向で現場とも調整しているのですが、米飯給食となるとご飯を炊く準備と、炊きあがった後の配管処理、その後の洗浄というものが負担増となります。イメージしていただきたいのですが、パンはパンだけで食べられるので、パンを食べきるだけのおかずを作る必要はないのですが、ご飯はおかずが必要となってくることと、和食の方が手間がかかってしまう、ということがあります。おかずも手間がかかることになり、本来パンは納品されるだけだったので一切手間がかからなかったのですが、ご飯では手間がかかるということがあり、おかずも米飯も両方プラスの手間がかかってくるということがあるため調理に相当な負担がかかってきます。そういう課題を克服していかないといけません。それは人を増やすという方法や、少し献立を簡素化したものに変えるということですが、ここまで献立もクオリティの上がってきたものを崩すというのは中々難しいというところで調整しているところです。週3回から週4回へ変更というのは難しいんです。週3回から週5回となるのが通例です。週4回が何故難しいかという、パン業者は週2回順番にずらして入れているので、毎日パンを焼くことでパン業者は営業できているんですが、それが2/5から1/5になってしまいますので仕事量が半分に減ってしまう、今度は会社存続という問題が出てきますので、週1回だけならパン焼きは利益が出ません、という可能性が高くなります。そのため週4回米飯という選択は無く、段階は週3回の次は週5回ということです。週5回米飯となると現場の負担が大きくなるので、現在、その調整をしているということです。方向性としては週5回米飯ですね。目指すべき方向は5回です。

五十嵐教育長 課題は分かりましたが、食育の観点からいけば、米飯が5食になってしまうのと、そこへパンが混ざっているのと、どちらがいいんでしょうか。やはり米飯が望ましい、という方向性があるんでしょうか。

高田部長 パンに合う献立と、子どもたちが思い出に残る給食、例えばきな粉揚げパンとかいうのはパンでないと残すことができません。きな粉揚げパンは色々評価がありますが、あれは食事ではなくおやつだとか言われる方もいらっしゃるので、色んな意見もあるにしても、給食の一つの文化とすれば、

揚げパンというのは相当昔から続いてきていますので、週に何回パン食の日というのは残せなくても、月に数回残して欲しいという希望はありますね。ただそこは、パン業者とどういう契約をしていくか、新たに別の所にパン業者を探してくるのか、そういった項目も含めて検討していかなければいけないですね。

五十嵐教育長 栄養価とか食育の観点からすると、全部が米飯になっても問題ないけど、これまでの経緯と子どもの嗜好とか、食文化とかを考えれば米飯に移すにしてもパン食をどう取り入れていくか、課題として残るということですね。

高田部長 課題としては残ります。

五十嵐教育長 一応、方向性としては米飯の方向で、増やしていくという方向でいくということですね。

はい、石井委員。

石井委員 確認ですが、働き方改革の面から、調理室の先生方が、米飯給食の回数が増えると負担は厳しいものなのでしょうか。

高田部長 現場としては、相当疲労感が出てくるということですね。週5日あるなか、米飯が週3回で疲労感のある仕事でも、米飯の無い週2回で体を休めることができ、週5日健康に働ける環境でした。今の献立メニューのクオリティを維持するのであれば、何らかの形で人は増やして欲しい、と聞いています。

石井委員 米飯の場合は、早めに勤務しなくてはいけない、ということはないですよ。

高田部長 給食の時間は決まっていますので、大規模校では食材の量が増えてくると一定時間で処理する必要があるため、早く勤務する実態はあります。そういうところで、少し負担が増加するかもしれません。

石井委員 そういったデータは、取れてはないのですか。

高田部長 そこまでは取れてないです。

ただ、調理人によっては自分のペースで下処理したいから、ということで、あえて本来は8時15分からの勤務ですが、7時45分から来て毎朝納入を受けて処理をしていく、という人もいます。そういった所が難しい

ので統計は取れていないのですが、比較的早く来る人は増えてきていると聞いています。

石井委員 分かりました。

五十嵐教育長 他に質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは議案第24号 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について意見を申し出ることについて、は原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

それでは、事務局から説明がありましたように、次の報告は非公開とさせていただきます。

報告第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて、担当課より説明をお願いいたします。

**【非公開案件の審議あり】**

五十嵐教育長 本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

岡本課長 ございません。

五十嵐教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時35分